

## 1 議事日程(初日)

[平成21年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成21年5月29日

午前9時30分開議

於 議 事 室

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第1   | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2   | 会期の決定   |
| 日程第3   | 諸般の報告   |
| 日程第4   | 報告第1号 平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について                   |
| 日程第5   | 報告第2号 平成20年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて                   |
| 日程第6   | 報告第3号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算繰越について                    |
| 日程第7   | 報告第4号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について                   |
| 日程第8   | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について                       |
| 日程第9   | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について                   |
| 日程第10  | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について               |
| 日程第11  | 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                |
| 日程第12  | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例等の一部を改正する条例)      |
| 日程第13  | 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第14  | 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)   |
| 日程第15  | 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について                         |
| 日程第16  | 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について                |
| 日程第17  | 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第18  | 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第19  | 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第20  | 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について                |
| 日程第21  | 議案第49号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について        |
| 日程第22  | 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について          |
| 追加日程第1 | 議案第51号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 追加日程第2 | 議案第52号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について         |

追加日程第3 議案第53号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第4 議案第54号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	7番	橋本健	議員
8番	中林宗樹	議員	9番	門田直樹	議員
10番	小柳道枝	議員	11番	安部啓治	議員
12番	大田勝義	議員	13番	清水章一	議員
14番	安部陽	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	田川武茂	議員
18番	福廣和美	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	不老光幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 力丸義行 議員

4 会議録署名議員

2番 藤井雅之 議員                      3番 長谷川公成 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
総務部長	木村甚治	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	松田幸夫	健康福祉部長	松永栄人
建設経済部長	新納照文	会計管理者併上下水道部長	宮原勝美
教育部長	山田純裕	総務課長	大藪勝一
経営企画課長	今泉憲治	市民課長	木村和美
税務課長	鬼木敏光	福祉課長	宮原仁
国保年金課長	木村裕子	都市整備課長	神原稔
上下水道課長	松本芳生	生涯学習課長	古川芳文
監査委員事務局長	井上義昭		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

開会 午前9時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成21年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

2番、藤井 雅之議員

3番、長谷川公成議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、定額給付金事業についてでございます。

この事業は、国の平成20年度補正予算（第2号）に盛り込まれ、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援を行う目的とし、あわせて生活者に広く給付することによりまして地域の経済対策に資するものでございます。

太宰府市では、4月1日から給付申請書の送付を行いまして、市民の皆様から郵送によりまず返送または市の給付窓口を持参していただく方式によりまして申請書の提出を受け付けましたところ、9割以上の提出をいただいたところでございます。4月22日から口座振り込みを開始いたしまして、給付済件数及び給付済額とも90%を超えております。

この定額給付金の支給にあわせまして、太宰府市商工会が地域に定額給付金を還流する事業といたしましてプレミアムつき商品券事業を企画され、5月12日から市内9カ所におきまして6,000セット発売されました。多くの市民の皆様方に購入をいただき、発売後わずか2日間で完売をし、地元商店街等への活性化につながると、このように思っております。

次に、新型インフルエンザについてでございます。

メキシコ発と言われております新型インフルエンザは、世界各国へ感染拡大、患者数は1万人を超える状況に至っております。

国内でも、5月16日に兵庫県神戸市におきまして国内初の感染事例が確認された後、各県におきまして感染者が確認され、福岡県におきましても5月25日に初の感染者が確認されたところでございます。

本市では、政府行動計画でいう国内発生早期段階（第2段階）に移行したのを受けまして、5月19日に太宰府市新型インフルエンザ警戒本部を設置し、地域や職場におけます感染拡大を防止する予防対策を講じておるところでございます。

次に、福岡県総合防災訓練の開催についてでございます。

この訓練は、毎年、県内各地域を巡回し開催されておりまして、今年は梅雨前の5月24日、日曜日でございますけれども、筑紫野市の宝満川上流浄化センターを主会場にいたしまして、太宰府市、筑紫野市と福岡県の共同で開催をいたしました。

災害時におけます防災関係機関の連携の強化、防災技術の向上並びに県民の防災意識の高揚を図ることを目的といたしまして実施をし、消防や警察、医療機関など過去最大となります120の防災関係機関、約1,200人が参加をいたしまして、37種類の訓練を行うことができました。

今回の訓練は、本市が大きな被害を受けました平成15年に発生した「7・19災害」の教訓を生かした局地的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨時におけます被災者の救出活動訓練などを行い、より実効性のある訓練となったと思っております。

これから梅雨時期を迎えますし、ふだんからの備えが大切でありますので、今後とも点検、見直しを常に行いながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたい、このように思っております。

さて、私が市民の皆様のご支援をいただき市長に就任いたしまして2年が経過をし、任期の折り返し点を過ぎたところでございます。市民の皆様、議員の各位のご理解、ご協力を賜り、マニフェスト等でお約束をいたしましたさまざまな項目につきましても着実に取り組みを進めております。これからも行政課題の実現、あるいはマニフェストの実現に全力を傾注しますとともに、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の実現に向けまして一生懸命努力してまいりたいと思っております。市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、早速提案理由の説明を申し述べます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第1号「平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」をご説明申し上げます。

平成20年度の繰越明許費は、計17件の事業について設定をしておりましたけれども、繰越額が確定をいたしましたので報告させていただきます。

繰越総額は15億4,426万2,849円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が14億7,685万5,922円、一般財源が6,740万6,927円でございます。

次に、報告第2号「平成20年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」をご説明申し上げます。

平成20年度につきましては、情報通信基盤整備事業と公共用地取得事業の2件の事故繰越を行っております。繰越総額は76万6,920円でございます。

次に、報告第3号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」をご説明申し上げます。

平成20年度の建設改良費の配水施設費のうち、配水管新設に伴う工事費2件及び補償金1

件、雨水幹線築造工事に伴う配水管布設替工事2件、計5件、総額9,133万7,000円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」をご説明申し上げます。

平成20年度建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事等2件及び工事に伴う補償金4件、計6件、総額1億8,500万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成20年度決算及び平成21年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成20年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業につきましては、事業執行はございません。

また、処分といたしまして、（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地の処分関係を3月に補正し実施することにしておりましたが、3月中の移転登記ができない状況から、繰り越しをいたしております。

決算につきましては、収益的収入54万489円に対しまして、収益的支出は253万2,823円となり、差し引き199万2,334円の当期純損失を生じております。

次に、平成21年度事業計画についてでございますが、公有地取得事業では、現在のところ具体的に公社によります取得を依頼されているものはございません。

また、処分につきましては、平成20年度の繰越事業を除き、公有用地として（仮称）五条公園整備事業用地を計画をいたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成20年度の事業と決算についてご報告いたします。

事業といたしましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行いますとともに、国際交流促進事業として民間交流団体が行います自主的国際交流活動を支援いたしました。

また、国際交流事業といたしまして、アジア太平洋子ども会議の子ども大使受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、日本文化体験講座、国際交流茶房などを開催し、また姉妹都市扶餘邑の交流訪問及び在住外国人を対象とした日本語教室を委託により実施をいたしております。

決算のうち収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入29万5,500円のほか、前年度繰越額を合わせて合計646万123円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせて376万3,495円で、繰越額が269万6,628円となっております。

次に、平成21年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成20年度と同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の4つを柱として継続をし、そして市民団体の自主的交流活動を支援していきますとともに、市民と外国人あるいは留学生との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定でございます。

予算につきましては、収入として486万7,000円を見込み、支出として自主事業費を303万2,000円、一般管理費を183万5,000円見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告をいたしました。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成20年度の事業と決算についてご報告申し上げます。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め6つの施設の管理運営と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業等の開催や団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせまして全施設の利用者数は、前年度に比べまして1万人増の48万人の方に利用していただきました。今後も多様化する市民ニーズにこたえますために、サービスの向上を図るとともに、施設の管理、運営に全力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせまして、合計2億6,097万5,118円となっております。また、前期繰り越し収支差額3,485万6,499円を合わせて合計2億9,583万1,617円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせまして、合計2億5,424万4,361円で、差し引き4,158万7,256円となっております。

次に、平成21年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業や展示・教育普及事業、あるいは健康増進を図るスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設で、合計222の教室や講座、あるいはイベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、4施設の指定管理料収入と自主事業収入や施設利用料収入等を合わせまして、一般会計として収入2億5,129万9,000円を見込みまして、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で、収入と同額を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況の報告をいたしました。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 報告第7号の財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況の報告につきまして質問させていただきます。

財団事務局費の支出並びに女性センタールミナス費の支出の給料支出、館長費、それといきいき情報センターの所長の所長費、文化ふれあい館費の給料支出の中に館長費というのがありますけれども、この館長費はどのようになっているのか質問いたします。

○議長（不老光幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前9時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前9時54分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） 失礼いたしました。

決算書の中でいきいき情報センターでありますとか文化ふれあい館関係の予算決算額載っておりますが、この中の給料、手当等は合計額で出ております。個別の館長の分というのは、もう一つ詳細な決算書のほうで出てきておりますので、その分については後ほど資料として提出したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） じゃあ、今1番原田久美子議員の質問に対しては、後日資料を提出しますということでもいいですか。

(1 番原田久美子議員「はい、よろしいです」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 財団のですね、平成20年度の事業報告と、それから平成21年度の財団のですね、事業計画書をいただきました。各議員の皆さんにも配付されていると思いますから、平成21年度一般会計予算に関する説明書の29ページをお開きいただいて、財団には2名の職員がおられますし、29ページのところに給与の関係で正職員の学芸と総務、それから嘱託事務員という形で、いろんな形で財団に委託をしているところ出てきます。その中で、4目の手当、支出のところのですね、やはり時間外勤務手当、期末手当があります。それから、嘱託職員には1カ月分の期末手当を支給しているわけですが、今0.2カ月分の問題が出てきておりまして、財団は今後この問題、たった1カ月の期末手当にも市に準じるのか、財団の中で判断をさせるのか、予算の当然組みかえが予想されるわけですね。それと同時に、決算では上がってきますが、社会福祉協議会の職員は市の準じてますが、こういう当然この行政が、今国会で明日は成立するんじゃないかと思っておりますが、衆議院では可決をいたしました、明日参議院で否決されても成立するということになっております0.2カ月分の問題、これでどういうふうに、議会は今日繰り上げて審議をしているところですが、こういうもう予算書が上がってきている。そういう外郭団体、補助団体に対して市に準じているところはどういう対応をされるのかを報告いただいております。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） お答えいたします。

まず、この一般会計予算に関する説明書29ページの件でいきますと、財団のほうの現時点でのこちらに対する質問等に対してお答えしておるのは、市と支給率等が準じておる分については市に準じたような形であちらの団体のほうでされるようでございます。それ以外のもともと率が低いところ、低いところについては、もう既に減額されておるのと同じ効果が出ておりますので、そういうところはそのまま、あえてそれ以上減額はされないというところで、現在お話としては聞いております。そういうような形で、率等が市に準じておるところは、あわせて減という形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは、1カ月分のもともと金額が低い金額だから、ここは扱わないと。ただし、市に準じているところの部分については、もう6月15日を支給日にしていますから、それなりに財団としても理事会を開くか、そういう状況で検討しないと、本人たちは予算計上されているのに、ただいつ、どこで決議されたかという状況が1つありますので、そこいらは財団とか関係機関については、市長通達で出すのか、何らかの形で指示をしないと、給付を受ける側としては問題が起こりますので、その辺は指導する補助機関、市民の税金を出して

いる関係上明確にさせていただけるといいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それぞれ団体の内部の処理という形で、決定はそれぞれの内部機関のほうでされていくということで考えております。こちらからの文書による指示等はありませんが、事務レベルでのいろんなすり合わせ等を行っておりますので、それぞれの団体の中で専決処分なり、たまたまある理事会等で基準日の6月1日には間に合うような形で処理はされていくものという形で、事務レベルでは話し合っております。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第39号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第39号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しております。委員は、関係市町の持ち回りによりまして候補者を推薦することといたしております。

このたび筑紫野市推薦の後藤眞智氏が本年7月24日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります春日市から萩尾妙子氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

萩尾妙子氏は、昭和34年8月25日生まれの49歳で、現在、大野城市に居住しております。法律事務所での勤務経験もあり、また現在では社会保険労務士の資格を取得されており、人格、識見ともに公平委員として適任であると考えております。経歴等をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」から日程第14、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府

市都市計画税条例の一部を改正する条例)」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第40号から議案第42号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例等の一部を改正する条例)」をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず個人住民税における住宅ローン特別控除の創設についてでございますが、今現在も特例で実施しておりますので特に新しいものではございませんが、この事業を新たに法の中に創設されるものでございます。適用を平成21年から平成25年までの入居者とし、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額、最高9万7,500円を限度に住民税から差し引くこととなります。

また、平成11年から平成18年までの居住者については、毎年申告が必要でしたが、今回の改正で給与支払い報告書の様式が見直されまして、その中に控除し切れなかった額の欄が追加されるということから、市民税の申告が不要となるということになります。これらの改正は、平成22年度分以後の個人住民税について適用されます。

次に、固定資産税の負担調整措置でございますが、平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、評価がえに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを現行のまま継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に下落修正ができる特例措置が継続されるものでございます。

そのほか、金利証券税制の配当、譲渡益に対する軽減税率についてですが、現在の上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率10%、うち住民税は3%を3年間さらに延長するもので、現在の制度と全く変わらないものでございます。

次に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部改正がされたことにより、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の2割減額の要件の見直しについてでございます。これは、2割減額対象者は、原則申請主義でございましたが、改正によりまして申請主義

を撤廃し、賦課の段階で減額を行うこととなります。このことは、本年度も特例として実施しておりますので、特に変更はないものにとらえていただければよろしいかと思ます。

次に、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図りますために、国民健康保険税の介護給付金に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第14までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国会で論議をされてきたんですが、本来税条例の改正を委員会に付託をされればそれなりに審議ができましたが、専決しておりますので何点かをお聞きして、その後討論をしたいと思いますが、地方税法の改正で今市長が提案をいたしましたように、改正点で、いい面もあれば大変悪い面もありまして、まずこの住宅ローンの制度ですが、この特別控除が地方自治体に認められましたが、これが大体どのくらいぐらいあるのかというのが1点ですね。

それから、今エコという形で大変お金がある人があんな高級なエコカーを買うと減税になるという制度になったんですね。そのためにハイブリッドカーの免税点が引き上げられたということで、これがその分は減税特例交付金とするというふうに国は方針を出しました。今テレビでも新聞でも宣伝してますように、ハイブリッド車を購入すると安くなりますよ、そのかわり地方自治体に税金が入ってきませんから交付税措置するというが、その見込みは現在のところどういうふうになっているのかという部分です。

それから、固定資産、今先ほども市長の提案理由にありましたが、3年の見直しの時期が来ておりまして、大変下落をしておりますが、こういう状況の中で太宰府市ではどんな影響があ

るのかどうか。これは検討されているかどうかをお聞きしたいということ。

それから、道路特定財源について3年間の一般財源化になりましたが、本来この道路特定財源は返済に充てられてきておりましたが、この一般財源が増えたという状況にもならないと思いますが、これにはどのように対応されるのかどうか。

こういう形で、道路特定財源と、それから軽油引取税についてが3年間の限定になりました、やはり相当影響が出てきますので、どういうふうに考えているのかどうか。

それから、先ほど市長が説明しましたように、株で大もうけをする人は税金が安いということ。こういう20%を10%にして大変大もうけをする人は株でもうけて税金を払わないでいいという問題がありますが、こういう矛盾点が国会で論議をされておりまして、やはりもうかっている人はそれなりの税金を払っていただきたいというのがありますが、こういう株式で太宰府市に対してはどのような状況なのかというのがあります。

それから、大きく不動産取引の関係と固定資産税が免除という条例が今度出てきておりまして、特にこの、私はよくわかりませんが、医療法人、固定資産税が免除になります。そうすると、今国分にあります准看護師の学校のああいふ施設自体が全部固定資産税は免除になるのかどうか。今、学校・宗教法人になっておりますが、それとあわせてそういう救急医療体制を受け入れるところは非課税とすると。現在、太宰府市には救急体制がありませんから、筑紫野市や春日市にお願いしてありますが、そういう状況もありますし、医療養成施設は免除、それから社会福祉法人として、認可された社会福祉法人の土地取得とか、固定資産税も免除、それから高齢者向けの優良住宅に対する固定資産税も5年間3分の1に減額する、障害者の不動産取得についても施設雇用をしているところは固定資産税を減免するというのが制度上になっておりますが、この辺はどういうふうに太宰府市には該当するのか、そういうものが内部的に専決をし、予算編成をし、今後補正減額をするとか増額をするとか、こういう問題も出てきますが、これは内部検討されているかどうかをまず報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 今、7点ほどのご質問をいただいたと思います。

まず1点目の住宅ローンの関連ですけれども、今回初めての制度でございますのではっきりした数字はまだつかんでおりませんが、現時点においては約740人程度が対象になるのではないかという推測をいたしております。

それから、特例交付金の関係、ハイブリッド車等々については、現時点ではまだわからないということになっております。

それから、固定資産税の関連での改正の影響でございますけれども、今回、固定資産税については、ご説明をいたしましたように、平成21年度の評価がえ関連で、土地の下落等々含めながら、今現在行われております同じ制度を今後平成21、平成22、平成23年、3年間継続をすることによってございますので、本市の場合は、はっきりしたことはわかりませんが、余り影響がないのではないかという判断はいたしております。これにつきましては、特に現況の地

目、雑種地でありますとか宅地でありますとか、さまざまな種類によって継続されるもの、あるいは一部変更されるもの、いろんな適用方法がございますので、実際の試算についてはまだ現在はっきりした数字はつかんでおりませんが、余り変わらないという判断をいたしております。

それから、医療法人の固定資産の関係ですけれども、福岡県内に2つの法人が対象になるという報告を受けておりまして、本市の場合の法人関係は該当がないということになっております。

それから、いろんな形で固定資産税の減免、法人等がございますけれども、現在本市の場合については、この改正によつての影響は余りないという判断をいたしております。

それから、道路特定財源の関連でも、現時点でははっきりしないということは再度申し上げましたけれども、以上でございます。

配当、株の関係ですけれども、これにつきましても、もう武藤議員さんご承知のとおり、本来ですと平成21年度から20%にする予定だったんですけれども、昨今の経済状況にかんがみまして、引き続き10%で行うということで、特に市については影響がないという形で判断はいたしております。特に、高額所得者を対象にするのではなくて、やはり全国的といひましようか、世界的な金融経済環境にかんがみまして、金融市場を活性化させる観点から、引き続き10%の税ということでなされたということをお報告を受けております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 道路特定財源の3年間の一般財源の件ですが、今はっきりはしてないということでございますけれども、従前ですと特定財源ということで、臨時道路整備事業というのがございまして、それが一般財源化されまして、現在、名前はちょっとうろ覚えですが、地域活力創出事業ということで、どれだけの要望があるのかということをお今、県を通して国のほうに上げております。そういうことで、まず道路関係のほうの一般財源化で使っていこうという形で今後行われるようございまして、それに応じまして太宰府市のほうも道路関係の事業を整理をするんだということで、現在調整中でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、太宰府市は大変、大学があり、学校がありますが、新たにそういう施設や、またその高齢化に伴って高齢者向けの福祉施設だとかいろんな部分ありますが、今部長の答弁では太宰府市には余り該当はないということですが、そうすると太宰府市では、あらゆる固定資産税の減免になっているという施設とか面積とか、そういうのはデータとしてはあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） ご質問の内容については、一応一定の調査はいたしております。

（19番武藤哲志議員「もう2回ですから結構です」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。  
討論を行います。  
通告があつていますので、これを許可します。  
2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第40号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）反対の立場で討論いたします。

反対の理由の第1は、大資産家優遇税制を延長、拡充しているところです。上場株式の配当譲渡益課税は20%から10%に減税されたままです。軽減措置を延長した上、配当基準をなくす優遇措置で、国税庁の調査では年間所得100億円以上の高額所得者10人の所得は株式の配当譲渡益が全体の6分の5と推定され、今回の税制改正では1人当たり約15億円の減税になっている内容です。

第2の理由は、企業への海外子会社からの配当が非課税になり、また産業活力再生法の改正に伴う軽減措置や特別措置で、地方税、地方法人二税で減収が見込まれる内容になっています。

第3は、固定資産税の負担調整措置は、負担水準が低い土地ほど税の負担を上昇させる仕組みになっており、住民に連続の負担増を強いる仕組みになっております。

以上、3点の理由から、この提案の専決処分には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。  
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、同じ会派の藤井議員が行いましたが、内容についてはそういう状況ですので、私も同じ立場で反対をいたしときます。  
以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第40号を承認することに賛成の方は起立願います。  
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
したがって、議案第40号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対2名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長から提案理由の説明があつておりましたが、まず1点目は、所得の高い人はもう最高額の1万円介護保険料を上げるということで、この10万円になる対象者は大体どのくらいなのかどうかですね。

それから、新たに国民健康保険法が変わっておりますが、いろんな国民健康保険税の課税方法があります。現在、太宰府市は所得金額から基礎控除の本人だけを引いた33万円に対してかける方式ですけど、まず旧ただし書き方式と言われておりますが、基礎控除や配偶者控除の各種控除を控除した額に税をかける本文方式とか、それからこの市民税の所得割にかける住民税方式ですね、こういう方式、いろんな方式があるんですが、新たに国としては2項追加をしましたが、こういう税方式については、特に所得の低いほど200万円、300万円の年収の方に大変な保険料が高い状況、そして滞納と悪循環という状況になりますが、この課税方式については変更する考え方があるのか、ないのか。新たに方式が2項目追加になりましたが、この辺は内部検討されたかどうかを報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の介護保険の限度額対象者は何人かということでございますが、平成20年度では約220人でございます。2号被保険者は、約6,200人おられます。

2点目の課税方式のご質問でございますが、ただし書き方式によります基礎控除33万円をした後に課税するという従来のやり方でございます。平成20年4月1日に保険税の税条例を改正をいたしておりますので、この課税方法について変更の検討は行っておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国民健康保険税の課税方式というのはいろいろありまして、太宰府市はまだ固定資産税を対象とした課税はしておりませんし、4市1町の中で那珂川町あたりは固定資産税ほんのわずかですが、国民健康保険の課税方式の中に入れているところもあります。方式がいろいろありまして、政令市福岡市の場合は、この税方式というか、こういう状況の中で、やはりこの配偶者控除まで引いてくれるとか、扶養控除を引くという部分もあるんですが、本当に国民健康保険の納税通知書もらってみてですね、本人だけの33万円を引いていると。ところが、やはり同一世帯の中で、はっきり言って白色で赤字になった場合は専従者控除がとれない状況もありますが、そういう専従者控除をとってない人たちは33万円、一生懸命働いておってでも、そういう矛盾点もありますが、こういうこの税方式が7つありますが、今後国保運営協議会あたりでもある一定審議する必要があるんじゃないでしょうか。この辺はどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） このただし書き方式、太宰府市では従来から採用をいたしております。国保運営協議会で審議したらどうかというご提案でございますが、まずは内部で検討、調査をしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。  
討論を行います。  
通告があつていますので、これを許可します。  
2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について反対の立場で討論いたします。

まず、市長からも提案の際に説明がありましたが、2割軽減のあり方について申請主義の考えを撤廃した点については評価いたします。しかし、介護保険の限度額の負担金が9万円から10万円に1万円引き上げられます。昨年の国保税の引き上げにより市民負担が増えました。さらに、本条例の改正で限度額が1万円引き上げられることにより、昨年につき、さらに負担増を強いることとなります。負担増が生まれ、払えなくて新たに滞納を生み出すという悪循環の発生も懸念されています。今回の限度額の引き上げにより、太宰府市では約220世帯に影響が出ることとなります。国政による相次ぐ福祉切り捨ての中で市民が苦しんでいる今、国保税の引き下げも求められております。そういった点で、今回提案の専決処分には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。  
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、年々ですね国民健康保険、介護保険、40歳以上の方々に対する部分だとか、本当に国民健康保険が国の補助金が42%が38%に下がり、応能、応益が50、50になりですね、本当に課税方式が今のままでは本当に高い国民健康保険料になっておりまして、その上高額所得者はこういう形で最高限度額10万円ですが、所得の少ない人はより一層負担増になるという内容になっておりますので、私のほうはこれに対しては賛成できません。  
以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第41号を承認することに賛成の方は起立願います。  
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
したがって、議案第41号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対2名 午前10時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都

市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第19まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第15、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」から日程第19、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第43号から議案第47号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」をご説明申し上げます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により、平成21年11月中旬をめぐりに本市内の別図1の区域内の字の区域に、別図2のように町の区域を設定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

本年3月定例議会におきまして、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所のあらわし方を目指して、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただいておりますので、その町界、町名の変更案を太宰府市住居表示審議会に諮問し、諮問原案のとおり実施すべきものと答申を受けましたので、提案申し上げる次第でございます。

次に、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、新しい自治会制度の導入に伴い、委員の選考基準を太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき見直しを行うために条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、委員の定数の「10人」を「10人以内」とし、また市議会議員について縮減を図ったこと、及び「区長」を「区自治会長」に、「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、さらに「その他市長が適当と認める者」を新たに加えて、改正をいたしております。

次に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、新しい自治会制度の導入に伴う名称の変更によるための改正を行うものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本年度は、平成17年3月に策定いたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画にこのプランの見直し時期に当たり、本計画の後期行動計画を作成いたしますので、関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を設置するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ9,092万7,000円を追加し、予算総額を183億7,655万6,000円をお願いをするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、失業者対策といたしまして緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、妊婦健康診査無料受診回数を10回から14回に増やすための費用、公園改良工事のための都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費、消費者行政充実のための消費者行政活性化基金事業費、その他、包括支援センター改良工事費、DV被害者等への定額給付金等の相当額を援助する給付金などを追加させていただいております。

また、あわせまして議員政務調査用端末賃借料と地域イントラ機器の保守委託料・賃借料の債務負担行為の追加3件、公園事業債の変更1件について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第49号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、議案第49号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第49号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,833万2,000円を追加し、予算総額を67億4,249万5,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足が見込まれますことから、5,700万円の繰上充用金及び職員の出産休暇に伴う事務補助員の人件費で、歳入につきましては繰上充用に伴う財源といたしまして、歳入欠陥補てん収入及び一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第49号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) について

○議長(不老光幸議員) 日程第22、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ710万円を追加し、予算総額を34億2,105万円にお願いをするものでございます。

最初に、保険事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入の内容といたしましては、1号被保険者保険料、国、県よりの交付金及び一般会計からの繰入金であります。

歳出の主な内容といたしましては、嘱託職員の賃金、自動車借り上げ料、電話料及び介護サービス事業勘定への繰出金であります。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入の内容といたしましては、保険事業勘定からの繰入金でございます。

歳出の主な内容といたしましては、嘱託職員の賃金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時52分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本日、市長から議案第51号から議案第54号までの議案が追加提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり追加日程第1から追加日程第4として日程に追加し、直ちに追加日程第1から追加日程第4までを議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1から追加日程第3まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第23、追加日程第1、議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第26、追加日程第4、議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案につきましては、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

今回の条例改正におきましては、昨年来の世界的な金融危機を発端といたしまして、景気の急速な悪化に伴います大変厳しい経済社会情勢にかんがみ、人事院において本年行うこととしておりました職種別民間給与実態調査の対象企業から抽出した約2,700社を対象に、特別調査を実施されました結果、5月1日、国会及び内閣に対しまして、国家公務員の6月の期末勤勉手当を減額する勧告が行われました。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正をするものでございます。

改正の内容でございますけれども、本年6月に支給されます議会議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.6月から0.15月減じまして、1.45月とするものでございます。

次に、一般職の職員の期末勤勉手当につきましては、現行の2.15月から0.2月分引き下げまして、1.95月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.4月から0.15月を減じて1.25月へ、勤勉手当の支給割合を0.75月から0.05月に減じて0.7月といたします。

また、再任用職員につきましても、期末手当の支給割合を現行の0.75月から0.05月を減じて0.7月へ、勤勉手当の支給割合を0.35月から0.05月を減じて0.3月とし、合算いたしまして1.1月から1.0月へ引き下げるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第23、追加日程第1から日程第26、追加日程第4までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ちなみに、この減額されました総合計金額で結構ですので、教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 一般職、特別職、議会議員、再任用職員すべて含みまして、全体で3,068万3,731円ということで試算いたしております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第52号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時58分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第53号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時59分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 追加議案の議案第40号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

根拠となっております今回の国の人事院勧告ですが、人事院は勧告をするに当たり、4月に臨時調査を実施しました。通常では1万1,000社を対面調査で行いますが、今回は2,700社を対象に郵送調査しただけでサンプル数が少なく、しかもその調査時点でボーナスを決定していた企業は1割しかありません。調査のずさんさを国会で指摘されると、人事院の谷総裁は、全体を反映したかと言えそうではないということを認めております。ずさんな調査による勧告の影響で、それを受ける職員の方も特にこの夏の一時金において家計の出費、生計を予定されていたと思います。お子さんの学費やそういったさまざまな事情を反映しているものが、突然そういったずさんな調査によって削減されるような内容であります。家計を暖める政策をとらないといけないときに、そういった形で減額される内容ですので、容認することはできません。

反対の討論を終わります。

○議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 参議院で否決がなされて、明日衆議院と参議院と協議をして、こういう先議の関係で成立を明日行うということで、国会では衆議院で可決されて全国の自治体がこういう0.2カ月分の削減を大体7割の自治体が行っております。

先ほど藤井議員が討論行いましたが、本当にあの定額給付金、1万2,000円支給した後に、逆に平均8万円から14万円近くのカットというのは、民間ボーナスの決定前にですね、公務員の給与の減額、これは600万人に対する影響を及ぼすと言われております。こういうアメリカのサブプライムローンの破綻から不況になり、国の政策の早う言えば失政をこういう公務員に押しつけてくる、そして国民をより一層不況に追い込む、そのことも人勧でも国会でも確認をされているところであります。

私は、そういうより一層景気を回復させなければならないのに、こういう状況で公務員給与が引き下げられる。いつも発言をしているところですが、景気が悪くなれば、一番攻撃が公務員に的を当てられ、景気がよくなれば公務員は忘れられるという状況です。こういう状況の中で、私どもは職員のこういう減額については賛成することができません。本当に与える影響が大き過ぎますので、反対の討論といたしておきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月5日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~